

# 確認検査業務手数料規程

株式会社 J 建築検査センター

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社J建築検査センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、(株)J建築検査センター(以下「J」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

### (建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条(第24条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物 別表1の1に掲げるとおり。
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前(1)号に掲げる建築物以外 別表1の2に掲げるとおり。
- (3) 主要な用途が住宅で前(1)(2)以外の建築物 別表1の3に掲げるとおり。
- (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表1の4に掲げるとおり。

2 確認申請に係わる建築計画において、次の各号に掲げる設計方法等による場合の手数料額は、当該各号の別表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に付加した額とする。

- (1) 限界耐力計算の設計方法による場合の手数料額は別表1の6-3
- (2) 特定天井の検証方法による場合の手数料額は別表1の6-4
- (3) ルート2基準の設計方法による場合の手数料額は別表1の6-5
- (4) 天空率の審査を要する場合の手数料額は別表1の9
- (5) 避難安全検証法等の設計方法による場合の手数料額は別表1の8
- (6) バリアフリー法等の審査及びエレベーター併願の場合の手数料は別表1の10

3 第1項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合は当該建築に係る部分の床面積。
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合は前号と同じ。
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積。

5 第2項の規定により適用する別表1の8の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の部分の床面積の合計について適用し、前項の規定の適用については、「床面積」とあるのは「対象床面積」と読み替えて適用する。ただし、第3号に該当する場合で、別表1の8に掲げる設計方法に係る建築物の部分において、変更が無いものであるときは、第3項の規定の適用から除外し、変更後において第3項の規定に該当することとなる場合においては、前項中「床面積の二分の一」とあるのを「対象床面積」と読み替えて適用する。

### (既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料)

第2条の2 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により確認を要する増築等の場合:当該増築等に係る建築物の床面積を合計した面積。ただし、手数料額の運用に当たっては、別表第1の1、2、3、4に掲げる額の40%を乗じた額を加算する。

### (検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料)

第2条の3 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定に係る申請手数料

の額は別表 1 の 1 2 に定める額とする。

**(追加手数料)**

第 3 条 その他確認申請手数料に加算する追加手数料については別表 1 の 1 4 に定める額とする。

**(建築設備に関する確認の申請手数料)**

第 4 条 業務規程第 17 条に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）を含む。）に関する確認申請に係る手数料の額は別表 2 の 1 に定める額とする。

**(工作物に関する確認の申請手数料)**

第 5 条 業務規程第 17 条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一つの工作物について、別表 2 の 2 に定める額とする。

**(建築物に関する中間検査の申請手数料)**

第 6 条 業務規程第 26 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第 6 条の 4 による確認の特例建築物 別表 1 の 1 に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前 (1) 号に掲げる建築物以外 別表 1 の 2 に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住宅で前 (1) (2) 以外の建築物 別表第 1 の 3 に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表 1 の 4 に掲げるとおり

**(建築設備に関する中間検査の申請手数料)**

第 7 条 業務規程第 26 条に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）を含む。）に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について別表 2 の 1 に掲げるとおりとする。

**(工作物に関する中間検査の申請手数料)**

第 8 条 業務規程第 26 条に規定する工作物等関し、中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの工作物について別表 2 の 2 に掲げるとおりとする。

**(建築物に関する完了検査の申請手数料)**

第 9 条 業務規程第 32 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第 6 条の 4 による確認の特例建築物 別表 1 の 1 に掲げるとおり
  - (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前 (1) 号に掲げる建築物以外 別表 1 の 2 に掲げるとおり
  - (3) 主要な用途が住宅で前 (1) (2) 以外の建築物 別表 1 の 3 に掲げるとおり
  - (4) 主要な用途が住宅以外の建築物 別表 1 の 4 に掲げるとおり
- 2 申請に係る建築物について確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における書類の審査の手数料の額は、第 2 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定を適用して算出した額とする。

**(建築設備に関する完了検査の申請手数料)**

第 10 条 業務規程第 32 条に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。）を含む。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築設備について、別表 2 の 1 に掲げるとおりとする。）

**(工作物に関する完了検査の申請手数料)**

第 11 条 業務規程第 32 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、別表 2 の 2 に掲げるとおりとする。

**(検査に係る出張費)**

第 12 条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別表 1 の 1 1 に掲げる額を加算する。出張費について必要な事項は確認検査業務出張費規程に定める。

**(電子申請ファイルによる申請の手数料)**

第 13 条 第 2 条から第 4 条までの申請に関して、申請者が電子申請ファイルにより申請を行う場合は、それぞれ第 2 条から第 4 条までに規定する手数料の額から一律 2000 円を割引くものとする。

**(手数料の減額)**

第 14 条 J は、類似する建築物の確認検査業務が効率的に実施できる場合、継続して多量の取引が見込める場合又は地域の実情等により必要と認められる場合については、第 2 条から第 13 条に定める手数料の額について、別に手数料を定めることができる。

制定：平成 18 年 6 月 20 日

改定：平成 21 年 3 月 16 日

改定：平成 22 年 6 月 7 日

改定：平成 24 年 6 月 1 日

改定：平成 27 年 6 月 1 日

改定：平成 28 年 12 月 26 日

改定：平成 29 年 4 月 10 日

改定：平成 30 年 4 月 10 日